



だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適な暮らしができるよう、住みよい福祉のまちづくりを進めることが必要です。そのためにも、障害のある人を理解し、一人ひとりが自分の考えや行動を振り返り、何ができるのかを考え、実践していくことが大切です。

I 障害者の人権保障のあゆみ

世界の取組

1971年(昭和46年)に「知的障害者の権利宣言」が国連総会で採択されました。また、1975年(昭和50年)の国連総会において「障害者の権利宣言」が採択されました。この宣言では、障害者ができる限り「通常かつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利」を有することを明らかにしています。また、一般的な社会権や自由権と併せて障害者の自立やリハビリテーション、介助、カウンセリング、自己の財産確保のための法的援助を受ける権利にも言及しています。

その後、1981年(昭和56年)の「国際障害者年」が契機となり、障害に対する考え方が大きく変わりました。これまでは、障害者を社会に適合させるという考え方でしたが、障害者や高齢者が暮らしやすいように社会が変わっていくべきだと変わり、国際的にその考えは徐々に浸透しました。

「障害者の完全参加と平等」をスローガンに1983年(昭和58年)から1992年(平成4年)を「国連・障害者の10年」としてさまざまな取組が行われました。これを契機に、アジアでは、国連のアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)で1992年(平成4年)に「アジア太平洋障害者の10年」を採択しました。これはその

後も延長され、アジアの障害者施策の推進が図られ続けています。

また、2006年(平成18年)に「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)が国連総会で採択され、2008年(平成20年)に発効しました。

障害者権利条約

2001年(平成13年)、第56回国連総会において、メキシコ提案の「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」に関する決議案が採択され、条約作成交渉のための「障害者の権利条約に関する国連総会アドホック委員会」の設置が決定されました。

そして、2002年(平成14年)以降8回にわたるアドホック委員会における条約交渉を経て、2006年(平成18年)「障害者の権利に関する条約」が第61回国連総会で採択され、2008年(平成20年)に発効しました。

障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、さまざまな分野における取組を締約国に対して求めています。

障害者基本法

障害者基本法は、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、完全参加と平等の基本理念が取り入れられ、「すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」(第3条)と規定されました。

なお、2013年(平成25年)6月の改正法においても、その権利は保障されています。

度から、障害者の自己決定によりサービスを選択する「支援費制度」に移行されました。

さらに、2006年(平成18年)4月からは、身体、知的、精神の障害の種類にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを一体的に提供する「障害者自立支援法」が施行されました。

2009年(平成21年)12月には障がい者制度改革推進本部が内閣に設置され、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度改革に向けた取組が進められました。そして、2011年(平成23年)6月には障害者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、同年8月には障害者基本法が改正、2012年(平成24年)6月には障害者総合支援法が成立しました。

そして、2013年(平成25年)6月には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立するとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正(ともに2016年(平成28年)4月施行)されました。[※]

これらの取組を経て、2014年(平成26年)には、障害者権利条約を批准しました。

[※]2018年(平成30年)および2019年(令和元年)にも法改正が行われ、障害者の法的雇用率の引き上げや、雇用義務がある事業所の対象範囲の拡大などの措置がとられています。

滋賀県の取組

滋賀県においては、障害者施策の推進を図るための基本指針として、

- ・1982年(昭和57年)「滋賀県障害者対策長期構想」
- ・1993年(平成5年)「滋賀県障害者対策新長期構想」
- ・2001年(平成13年)「滋賀県障害者施策長期構想2010」を策定し、

具体的な数値目標を定めた実施計画として、

- ・1997年(平成9年)「淡海障害者プラン」
- ・2003年(平成15年)「新・淡海障害者プラン」を策定し、福祉、保健、医療をはじめ、労働、教育、住宅、道路等のさまざまな分野において総合的な施策の推進を図ってきました。

そして、上記の基本指針と実施計画を一本化した計画として、

- ・2007年(平成19年)「障害者福祉しがプラン」
- ・2012年(平成24年)「新・障害者福祉しがプラン」を策定し、さまざまな施策を進めてきました。

2015年(平成27年)には、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会、ノーマライゼーション[※]理念が浸透した地域社会の実現に向け「滋賀県障害者プラン」(2018年(平成30年)一部改定)を策定しました。また、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共存する社会の実現を目指して、2019年(令和元年)4月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行したほか、2021年(令和3年)3月には「滋賀県障害者プラン2021」を策定し、取組を進めています。

[※]**ノーマライゼーション**：障害者等、社会的に不利を負いやすい人が存在するのが通常の社会であり、そのあるがままの状態での人と同等の権利と機会を享受できるようにしていこうという考え方。

II 障害を理解するために

障害のある人を理解するためには、まず、その障害がどのようなものかを理解することが必要です。

障害者とは

障害者基本法第2条では、「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定めています。

また、ここでいう「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定めています。

III

障害のある人を正しく支援するために

さまざまな障害について理解し、その人に応じた自立をみんなで支援することが大切です。障害のある人を見かけたら、本人の意思を確認してから介助等を行うことが大切です。

障害者差別解消法の趣旨

障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限は、心身の機能の障害だけが原因ではなく、障害のある人が利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など、障害のある人を暮らしにくく、生きにくくしている社会の壁（社会的障壁）によって生じるものです。

このため、障害者差別解消法では、行政機関や事業者による障害を理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止し、負担になり過ぎない範囲で「合理的配慮」を提供することを定め、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」

● 不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するまたは提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することをいいます。

障害者差別解消法では、行政機関や事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。また、正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

【不当な差別的取扱いとは】

アパートを借りるときに障害があることを伝えたと、それを理由に貸してくれなかった



障害があることを理由に、スポーツクラブの入会を断られた



車いすだからという理由で、お店に入れなかった

● 合理的配慮

障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことをいいます。

障害者差別解消法※では、行政機関や事業者に対して、障害のある人から社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者については対応に努めること）を求めています。また、重すぎる負担があるときには、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

※2021年(令和3年)6月の法改正により、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられました。
(施行時期:改正法の公布から3年以内)

【合理的配慮とは】

聴覚に障害のある人には…
手話や紙に書いたり、身振り手振りなどで伝える



視覚に障害のある人には…
書類を渡すだけでなく、内容を読み上げる



知的障害のある人には…
資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明する

車いすを使用されている人には…
利用しやすいように物の高さを調節する



IV

バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーのまちづくり

「バリアフリー」とは、だれもが暮らしの中で自由に行動し、豊かな人間関係をつくれるようにバリア（障壁）を取り除くというものです。特に、障害のある人の自立と社会活動への参加を進めるために、重要な課題となっています。

● 物理的なバリア

障害のある人はもとより、だれもが自由に行動でき、暮らすことができるよう生活環境の整備を図る必要があります。建築物や公共交通機関などにおける段差やエレベーターの未整備、移動スペースの不足などの物理的なバリアがあります。また、広い歩道があっても、自転車等が放置されていて車いすなどが通れないことや点字ブロックの上に物が置かれてその効果が果たせないことがあるので、一人ひとりの注意が必要です。

● 制度的なバリア

障害を理由に、資格や免許の取得を制限し、特定の就業やサービスの利用を制限したり禁止したりする法令や規定を「障害者に係る欠格条項」といい、障害のある人の社会参加の妨げとなっています。

この欠格条項は、業務などによる危険、事故の発生等の防止という観点から設けられているものですが、障害のある人の社会参加を権利保障する面から、見直しが進められています。

● 文化・情報面でのバリア

視覚に障害のある人が情報を収集したり伝達したりする手段として、点字、録音CD、音声パソコンなどがあります。また、聴覚に障害のある人には、手話、要約筆記、字幕放送などがあります。しかし、これらの媒体を使った情報提供は限られており、視覚と聴覚に障害のある人は大きな社会的ハンディを負っているといえます。

障害のある人が必要な情報を得られるように、発信者側の配慮と必要に応じたサービスの提供が求められています。

● 心のバリア(意識上のバリア)

障害のある人が特別視されたり、差別されたりすることがあります。

障害のある人は特別な存在ではなく、同じ社会の構成員であり、障害による差別や偏見を受ける理由はありません。だれもが豊かな人生を送るため、さまざまな心身の特性や考え方をお互いに理解し、支え合うことができるよう、一人ひとりの心のバリアフリーが求められています。

ユニバーサルデザインによるまちづくり

バリアフリーは、既にある障壁を取り除こうとする取組ですが、ユニバーサルデザインは、はじめからすべての人が利用可能のように施設や製品等をデザインするとともに改良していこうとする考え方です。

● ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル（普遍的な）という言葉が示すとおり、すべての人に使いやすい商品や社会環境をつくっていこうとする考え方で、1980年前後にアメリカで提唱されたものです。ユニバーサルデザインの普及は、福祉のまちづくりの実現に不可欠です。これからは、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、だれもが生き生きと暮らせる社会づくりが求められています。



話し合ってみよう

バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、最近、あなたのまちで取り組まれたことを発見してみましょう。また、それらによってどのように便利になりましたか。話し合ってみましょう。

(例)

- 段差のある玄関にスロープが設置された。
- 駅のホームにエレベーターが設置された。
- 歩道に点字ブロックが設置され、交差点に音声つき信号機が設置された。
- 車いす使用者や子ども連れ、オストメイト等に使いやすいトイレが増えた。
- ノンステップバスをよく見かける。

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例

1994年（平成6年）10月に、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に暮らすことができるまちづくりを進めるため、「滋賀県住みよいまちづくり条例」を制定しました。この条例は、高齢者、障害者、妊産婦、病弱者などハンディキャップのある人々の行動を阻むさまざまな障壁を取り除くことにより、あらゆる人々にとって住みよい社会を実現しようとするものです。多くの人が利用する建築物や官公庁、道路、公園、公共機関等の施設が対象とされ、高齢者や障害者などの円滑な利用へ配慮が求められるとともに、特に公共性の高い施設などには、基本的な基準に則って整備することが求められています。その後、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、2004年（平成16年）8月に「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に改正されました。

V

障害者の自立と社会参加

障害のある人が、自分らしさを実現し、心豊かに安心して暮らせるためには、地域において、住むところや働くところがあり、日常生活に必要なサービスなどが整えられる必要があります。

障害者の就労

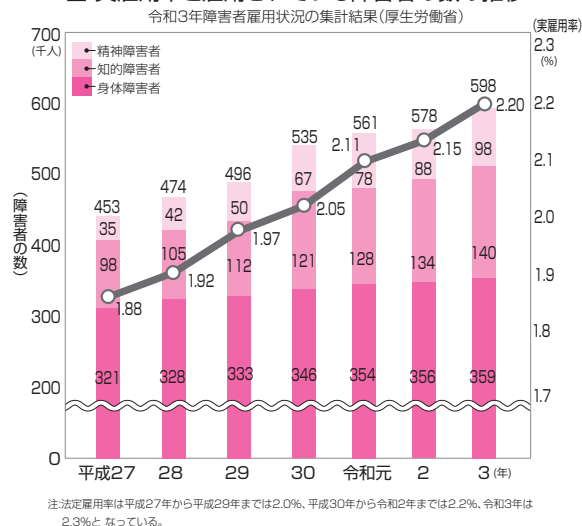
障害者の雇用・就労の促進は、障害者の自立生活の経済的な側面を支える大きな課題です。

1960年（昭和35年）に身体障害者を対象とした「身体障害者雇用促進法」で「法定雇用率」が設けられ、企業が一定の割合の障害者を雇うことが定められました。当初は、努力規定でしたが、1976年（昭和51年）に法定義務となりました。1987年（昭和62年）には「障害者の雇用の促進等に関する法律」と改正され、知的障害者、精神障害者も雇用促進の対象となり、1998年（平成10年）には、知的障害者が雇用義務の対象となりました。

2006年（平成18年）4月からは、精神障害者も雇用率の算定対象とすることになり、さらに、2018年（平成30年）4月からは、法定雇用率の算定対象に加えることとされ、2021年（令和3年）3月からは法定雇用率が2.3%に引き上げられました。

また、滋賀県では地域の障害者雇用・就労支援の拠点として2005年（平成17年）から県内の7つの福祉圏域に「働き・暮らし応援センター」を順次設置し、相談支援や就労先の開拓などを行いながら、市町、ハローワーク、企業等の関係機関と連携を図ることにより、地域における就労支援体制の充実に取り組んでいます。

■ 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



障害者と社会参加

障害のある人がスポーツやレクリエーションに参加したり、地域の行事や文化活動に参加する姿が多く見られるようになってきました。これらの活動は、生きがいと楽しみを感じることができ、障害者の自立につながる社会的リハビリテーションとなるので、より一層の社会参加の促進が求められます。

身体障害者補助犬法

2002年（平成14年）5月に制定され、10月から施行された「身体障害者補助犬法」では、国や地方公共団体等が管理する施設のほか公共交通機関を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴することを拒否してはならないことなどが規定されました。2003年（平成15年）10月からは、ホテル・レストラン・デパートなど不特定多数が利用する民間施設でも、補助犬を同伴しての利用を拒否できなくなりました。この法律によって身体障害者の活動範囲が広がり、より自立と社会参加が進むものと期待されています。